

第1回 解体工事の適正な施工確保に関する検討会  
議事概要

日時：平成26年8月4日13:30～15:30

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者（五十音順、敬称略）：朝吹香菜子、笠井哲郎、嘉納成男、角田誠、湯浅昇

<本検討会の規約（案）について>

○規約（案）について了承。

<解体工事に求められる技術者資格について>

○解体工事には、工法のほか、公衆災害防止や廃棄物処理対策など様々な技術や知識が不可欠と考える。

○主任技術者には、解体工事に関連する工程管理、品質管理、安全管理、労務管理などに関する技術や知識が求められるが、監理技術者には、それらに加え、細分化された工事に対する総合的なマネジメント能力も重要と考える。

○とび土工事業の技術者資格を有している技術者については、解体工事の専門的知識を有していると判断される場合、解体工事業の技術者資格として認めるといった方法もあるのではないか。

○解体工事に関連する技術者資格の試験問題に、今後は解体工事に関する問題を加えることにより、解体工事業の技術者資格としても位置づけることも考えられるのではないか。

○解体工事業の技術者資格について、過去の事例も踏まえながら検討する必要があるのではないか。

○現在、様々な資格を有し解体工事を実施している建設業者がスムーズに移行できるような配慮も必要と思われる。

<資格制度の評価の視点について>

○「試験内容に関する視点」として、監理技術者に対しては工事のマネジメント能力も評価項目の1つとする必要があるのではないか。

○監理技術者は、主任技術者に必要な技術や知識以外のものも求められるため、監理技術者と主任技術者はそれぞれが必要とされる業務内容に対応して資格制度を評価する必要がある。

<既存資格について>

○各資格の試験内容を詳細に確認する必要がある。

○試験実施機関及び解体工事を実施している建設業団体に対してヒアリングを行うこととする。

以上